

(様式1-2)

提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
1 提案内容に関する視点(小計)	90			
①業務目的の理解度	10			
②業務目標の達成に必要な能力	10			
③業務内容の趣旨を踏まえた企画力(Webサイト等での情報発信)	20		(10点×2)	
④業務内容の趣旨を踏まえた企画力(若者向け創業機運醸成プログラム)	20		(10点×2)	
⑤効果的な広報	10			
⑥業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性・妥当性	10			
⑦情報管理	10			
2 実施体制に関する視点(小計)	20			
①担当者の構成・人数	10			
②同種又は類似業務の実績の内容	10			
小計	110			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	10	
合計	120	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。